

農道における車両の通行に関する措置について (対象範囲のイメージ)

農業用道路
(農道)

基幹的農道：主に基幹農道で整備

農産物の集出荷や市場への輸送等の農業用の利用を主体に、農村の社会生活活動にも利用される農村地域の基幹的な農道

ほ場内農道

農業生産活動に主に利用される農道

幹線農道：主に一般農道で整備

集落とほ場、ほ場間、ほ場と基幹的農道等を結ぶ農道

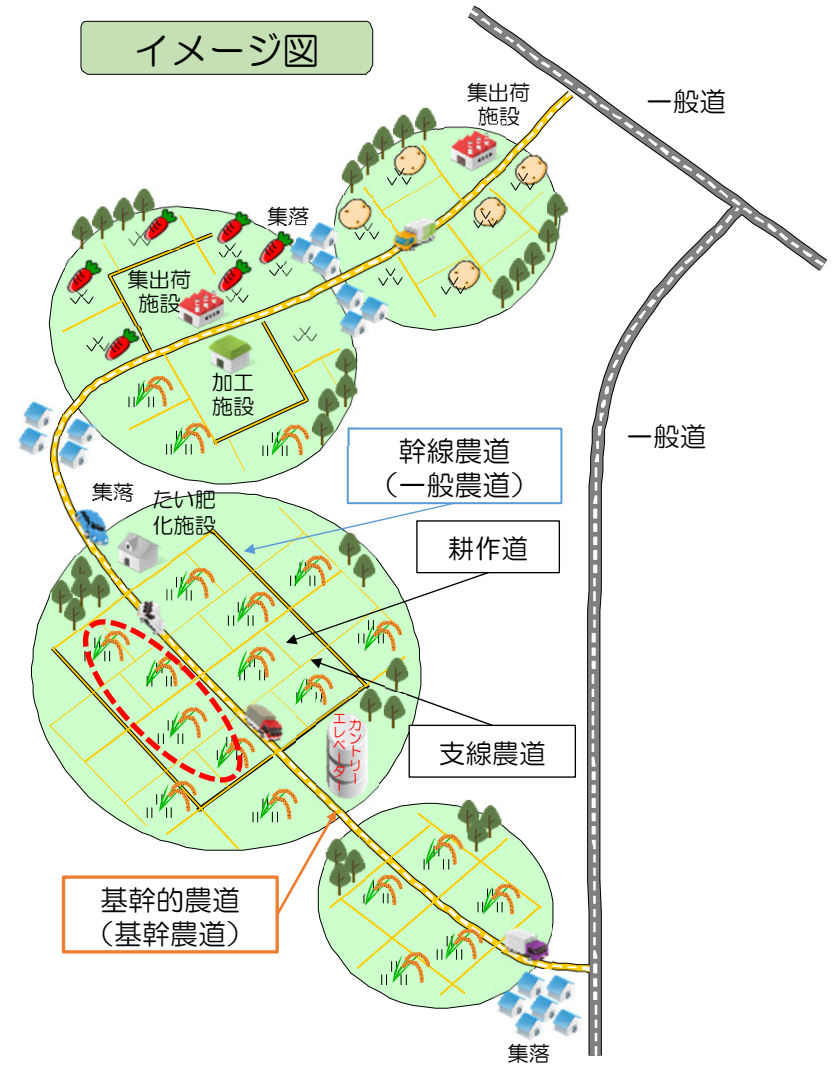
支線農道

幹線から分岐し、ほ区、耕区に連絡する農道

耕作道

耕区境界、耕区内の農道

※支線農道、耕作道は主にほ場整備事業等で一体的に整備



支線農道、耕作道等の一般交通量が少なく、通行制限の影響が少ないもの

農道における車両の通行に関する措置について (必要な手続きのイメージ)

A 措置の活用を希望する者

- ① 農業機械やドローン等を効率的に運用するため、ほ場に隣接する農道の通行止め等の措置を希望する場合、農道管理者に事前に相談し、申請。

(申請内容)

- ・作業内容
- ・対象としたい農道の区間
- ・希望する措置の具体的な内容
- ・措置の期間 等

- ③ 決定内容に基づき、措置を実施。
必要に応じて農道管理者に完了報告。

① 相談・申請

② 決定通知

③ 措置実施

B 農道管理者（市町村・土地改良区等）

- ② 申請内容を確認し、農道利用者の安全を確保するために必要な措置の内容を決定。
希望者に通知するとともに、必要に応じて都道府県公安委員会、管轄の警察署に情報提供。

(通知内容)

- ・通行止め等の措置の具体的な実施方法
(看板、柵の設置、人員の配置等)
- ・措置の実施者
- ・措置の期間 等

- ③ 決定内容に基づき、措置を実施。

(措置を活用する際の留意点)

- 【②について】 申請された農道に信号機や道路標識があるなど、一般交通への影響が大きいと判断される場合は、道路管理者が都道府県公安委員会に意見聴取を行い、意見を踏まえた上で措置の内容を決定。
なお、初めて本措置を活用する箇所についても、事前に都道府県公安委員会に確認することが望ましい。
- 【③について】 措置の実施に当たっては、通知された措置が適切にとられていることを農道管理者及び措置を活用する者の双方で確認した上で行うことが望ましい。
措置の実施中に万が一事故等が生じた場合、速やかに農道管理者及び関係機関に報告。

農道における車両の通行に関する措置について (農道管理者に提出する申請書の標準例)

農道における車両の通行に関する措置申請書			
年 月 日			
農道管理者 殿			
住所 申請者 氏名			
措置の目的 (作業内容)			
場所及び区間			
期 間			
措置の内容			
現 場 責任者	住 所		
	氏 名	電 話	
第 号			
農道における車両の通行に関する措置決定書			
上記のとおり措置を決定する。ただし、次の条件に従うこと。			
令和 年 月 日 農道管理者			
完了報告日			

概 要 図	

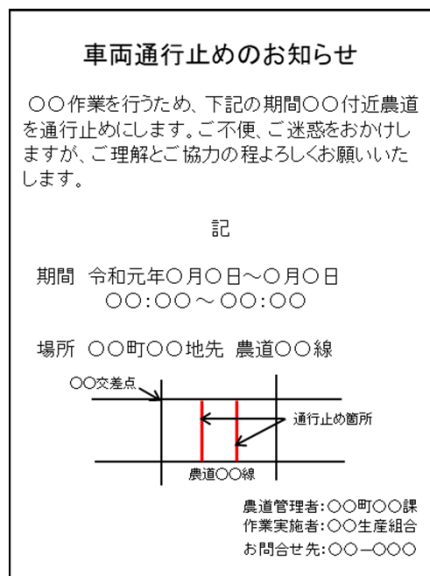
※ 場所又は区間、措置の内容については、別添概要図に記載すること

※ 完了報告日は、申請者から完了報告があった際に農道管理者が記載

農道における車両の通行に関する措置について (具体的な実施の例)

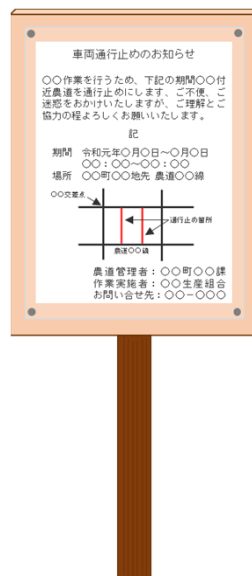
- 通行制限を行う際には、安全の確保と措置活用による農作業の効率向上の両立に向けて、普段の通行状況に応じて、過不足のない適切な対応とすることが重要
- 例えば、支線農道等の、舗装され普段から地域住民や一般車両の通行に利用されている区間では、混乱が生じないための地域住民への事前周知、誤進入防止の柵、看板の設置などの措置を想定
- 一方、耕作道等の、砂利道で普段から地域住民や一般車両の通行がほとんどない区間では、パイロンとバーによる通行止めの明示などの比較的簡易な措置を想定

地域住民への事前周知



市町村の公報への掲載、掲示板への貼りだし等により、地域住民に事前周知

作業時の通行制限の措置



制限区間の出入り口に、制限の期間・連絡先等の掲示、通行止め看板や進入防止柵の設置等を行い、事故が起こらないように十分に安全を確認しながら作業